

日中一時支援（夕方支援）について

1、概要

保護者であるケアラーの就労機会の拡大を目的とし、生活介護等の通所施設利用後の、夕方以降の預け先を確保するため、日中一時支援事業における夕方支援を実施する。



2、背景

●ケアラーの声

- ・夕方の預かりのサービスを創設して欲しい。
→生活介護、就労継続支援の利用後の同一日利用を夕方支援として拡大。（令和4年4月から）
- ・フルタイムで働くために障害児通所支援の通所先の開所時間を延ばして欲しい。
→令和6年度報酬改定により延長支援加算の算定要件が緩和されたが、加算額や人員基準など実際には、まだ厳しい現状があるため、障害児通所支援利用後の同一日利用後にも拡大。（令和6年4月から）

3、取組内容

生活介護事業所等が、日中一時支援事業を夕方以降実施するために、事業所の指定要件を緩和し、事業への参入の促進を図ることで、障害者の夕方以降の預け先を確保する。

指定要件の緩和	
①登録事業所の要件	対象事業所に生活介護事業所を追加
②人員配置	利用者6人に対して従事者1人以上 (例) 利用者 5人 ⇒ 従事者1人以上 利用者 7人 ⇒ 従事者2人以上 利用者13人 ⇒ 従事者3人以上

4、給付費

- ・同一敷地内 2,070円/日
※生活介護事業所等が、同一事業所内で引き続き日中一時支援を提供する場合
- ・同一敷地外 3,310円/日
※別事業所で生活介護等のサービスを受けていた者に対して日中一時支援を提供する場合

5、市内の夕方支援実施事業所数

6事業所（令和6年3月末現在）

日中一時支援事業の登録をご検討いただける場合は、以下の担当までご連絡をお願いいたします。

○日中一時支援事業の制度全般 ⇒ 障害福祉課自立支援給付係 TEL 048-829-1305

○日中一時支援事業の登録 ⇒ 障害政策課事業所係 TEL 048-829-1309